

施工条件一覽表

当工事における施工条件として、下記に定める事項を明示する。

- 明示した場合は、□内に○、しない場合は□内に×
【桃色着色箇所：ほぼ全ての工事で明示が必要、水色着色箇所：適宜必要に応じ明示が必要】
- また、明示した場合は、（ ）の該当する図書にチェックを付けること。

○	1. 適用範囲 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)		
○	2. 工程関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)		
○	3. 施策関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)		
○	4. 使用材料の品質規格等 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input type="checkbox"/> 設計書	・ <input type="checkbox"/> 図面	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)
○	5. 検査(確認を含む)及び立会 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)		
○	6. 用地関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)		
○	7. 公害関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> 設計書	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)	
○	8. 安全対策関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> 設計書	・ <input checked="" type="checkbox"/> 図面	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)
○	9. 工事用道路対策関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> 図面	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)	
○	10. 仮設備対策関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> 設計書	・ <input checked="" type="checkbox"/> 図面	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)
○	11. 建設副産物関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> 設計書	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)	
○	12. 工事支障物件等関係 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> 図面	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)	
×	13. 薬液注入関係 (<input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input checked="" type="checkbox"/> その他)		
○	14. その他 (<input type="checkbox"/> 特記仕様書)	・ <input type="checkbox"/> 設計書	・ <input type="checkbox"/> 図面	・ <input type="checkbox"/> その他)

令和 7 年度

盛岡市公共下水道事業
都南東第一処理分区

都南東第一処理分区第一工区汚水ます撤去再設置工事

当初設計

特記仕様書

盛岡市三本柳17地割地内

盛岡市上下水道局上下水道部下水道整備課

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、**都南東第一処理分区第一工区汚水ます撤去再設置工事**

(以下「本工事」という。)に適用する。

- ・本特記仕様書に記載のない事項については「共通仕様書（I）、（II）、（III）〔令和6年4月1日以降適用、岩手県県土整備部〕」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
- ・盛岡市公共下水道事業に係るものにあっては、「盛岡市下水道工事標準仕様書」〔令和7年4月1日以降、盛岡市上下水道局〕、盛岡市水道事業に係るものにあっては、「盛岡市水道工事標準仕様書」〔令和7年4月1日以降、盛岡市上下水道局〕によるものとする。

- ・本特記仕様書、共通仕様書に記載のない事項については発注者の指示による。

・<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei>

<http://www.morioka-water.jp/corporation/index.html>

第2条 工程関係

1 工期

- 本工事の工期は、以下による。

全体工期	51	日間	※全体工期=余裕期間+実工期
うち余裕期間	0	日間	※工期の始期日を含めて数えた日数とする。
うち実工期	51	日間	※工事開始日を含めて数えた日数とする。

- 実工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等）を含むものである。

※参考 連休等

ゴールデンウィーク	4月29日	から	5月5日	7日間
お盆休暇	8月13日	から	8月16日	4日間
お正月休暇	12月29日	から	1月3日	6日間

- 実工期のうち、降雨（降雪含む）による休日日数は 1 日間を見込んでいる。
- 「共通仕様書第1編1-1-1-8（工事着手）」における「特記仕様書に定めのある場合」について、鋼橋・鋼製水門製作工は工事開始日以降90日以内とする。

2 債務負担工事

- この工事は、 年債務である。

対象の有無

無

3 余裕期間の設定

- 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- 工事実績情報システム(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。
- 工事請負契約書別添第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
- 工事請負契約書別添第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
- 工事請負契約書別添第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
- 工事請負契約書別添第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。
- 工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができるものとする。

対象の有無

無

4 週休 2 日工事	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、盛岡市週休 2 日工事実施要領に定める 「週休 2 日工事」の対象ではない。 実施にあたっては、「盛岡市週休 2 日工事実施要領」に基づき行うこと。 なお、週休 2 日に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。 詳細については、以下のホームページ「盛岡市週休 2 日工事実施要領」を参照すること。 https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1047438/index.html 《盛岡市トップページ⇒事業者の皆さんへ⇒市の発注契約⇒建設工事・建設関連業務委託⇒その他 盛岡市週休2日工事について》 	対象の有無
		無
5 関連する他工事	<ul style="list-style-type: none"> 関連して当該工事の工程が影響を受ける他の工事の有無 	対象の有無
		無
6 特定される施工時期等による制限	<ul style="list-style-type: none"> 特定される施工時期等による制限の有無 	対象の有無
		無

7 関係機関等との協議	・関係機関等との協議の有無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th><th>協議内容</th><th>協議成立見込時期（予定）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工事内容	協議内容	協議成立見込時期（予定）				対象の有無
工事内容	協議内容	協議成立見込時期（予定）							
無									
8 関係機関等協議結果による条件	・関係機関等との協議結果による条件の有無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>影響項目</th><th>影響範囲等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	影響項目	影響範囲等			対象の有無		
影響項目	影響範囲等								
無									
9 工事着手前の事前調査	・工事着手前の事前調査の有無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査内容</th><th>調査時期</th><th>移設時期（予定）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下埋設物</td><td>工事着手前</td><td></td></tr> </tbody> </table>	調査内容	調査時期	移設時期（予定）	地下埋設物	工事着手前		対象の有無
調査内容	調査時期	移設時期（予定）							
地下埋設物	工事着手前								
有									
10 工事一時中止の措置	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書第20条に基づき、工事を一時中止する場合の取扱いは、「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」(平成28年7月岩手県県土整備部)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」を参考とすること。 <p>https://www.pref.iwate.ip/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1010906.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>技術関連等>工事の一時中止に係るガイドライン(案)の策定について》</p>	対象の有無	有						
11 熱中症予防対策に係る工期の延期	<ul style="list-style-type: none"> 受注者は、工事請負契約書第21条に基づき、熱中症予防対策に伴う施工効率の低下等を理由とした工期の延長変更を請求することができる。 発注者は、上記請求を受けた場合、環境省が公表している施工箇所の最寄りの観測地点の暑さ指数（WBGT）を確認のうえ、作業日における猛暑時間（8時～12時及び13時～17時を対象として、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の時間帯をいう。）を踏まえて工期延長日数を算定する。 上記により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 	対象の有無	無						

第3条 施策関係

対象の有無
有
無
無
無

1 下請契約対象の限定

- ・社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを禁止する。
- ・正当な理由なく社会保険等未加入社を下請負人とした場合、次の措置を実施する。
 - ① 工事成績評定の減点
 - ② 受注者への指名停止措置

詳細は以下のHPによる。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigousha/keiyaku/oshirase/1022245.html>

《盛岡市トップページ⇒事業者の皆さんへ⇒市の発注契約⇒契約に関する契約検査課からのお知らせ⇒盛岡市(市上下水道局を含む)発注の工事請負契約における社会保険等未加入対策の強化について(平成30年4月1日)》

2 建設資材調書

- ・建設資材調書の提出は、工事完成後、紙で提出した建設資材調書に押印したものを監督職員に提出するものとする（総合評価落札方式関係）。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008569/1008577.html>

《盛岡市トップページ⇒事業者の皆さんへ⇒市の発注契約⇒建設工事・建設関連業務委託⇒建設工事等に係る入札・契約制度⇒総合評価落札方式競争入札》

3 低入札工事における品質管理の強化

【予定価格（税込み）が1,000万円以上】

- ・低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を2倍とする。さらに、写真管理基準に定める品質管理写真について、撮影頻度及び提出頻度を通常の2倍とするものとする。
- ・また、原則としてネットワークによる全体工程表を提出するとともに、工事履行報告書の提出時に工程管理曲線（出来高累計曲線入り）を提出するものとする。

【予定価格（税込み）が250万円以上1,000万円未満】

- ・低入札価格調査制度による制度適用価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を2倍とする。さらに、写真管理基準に定める品質管理写真について、撮影頻度及び提出頻度を通常の2倍とするものとする。

4 工事現場の現場環境改善及び地域連携		対象の有無										
<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携を実施する工事である。 ・現場環境改善及び地域連携については、具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書を作成して提出するものとする。 ・現場環境改善及び地域連携の実施状況等の写真を、完成書類に添付するものとする。 ・現場環境改善及び地域連携の内容については、原則として各項目ごとに1内容ずつ（いずれか1項目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とする。 ・現場環境改善及び地域連携に係る経費の積算及び設計変更の扱いについては、積算基準による。 ・主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、以下のホームページ「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げに関する実施要領」を参照すること。 		有										
<p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1089628.html</p> <p>《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>技術関連等>「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積算」》</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td><td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</td></tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td><td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化, 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化, 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）</td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献</td></tr> </tbody> </table>			項目	内 容	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化, 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化, 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）	地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献
項目	内 容											
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減											
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化, 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化, 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等											
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）											
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む）, 9. 社会貢献											

<p>5 電子納品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、電子納品の対象工事とする。 <p>電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、盛岡市電子納品ガイドライン(案)及び岩手県電子納品ガイドライン及び国が策定している電子納品要領・基準等に基づいて作成した電子データを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事における電子納品の実施区分は、以下のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;"><input checked="" type="radio"/></td> <td>本工事は、電子納品を「義務」として実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/></td> <td>本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</td> </tr> </table> <p>※いずれかに「○」を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、本工事において電子納品の実施をする工種は、以下のとおりとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【共通】</p> <p><input type="checkbox"/>擁壁工(高さ5.0m以上)、<input type="checkbox"/>函渠工(内空25m²以上)、<input type="checkbox"/>橋梁上部工、 <input type="checkbox"/>橋梁下部工、<input type="checkbox"/>杭基礎、<input type="checkbox"/>グランドアンカー、<input type="checkbox"/>ロックボルト</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【道路・街路】</p> <p><input type="checkbox"/>トレン、<input type="checkbox"/>落石防止柵、<input type="checkbox"/>雪崩防止柵、<input type="checkbox"/>電線共同溝、 <input type="checkbox"/>消融雪設備、<input type="checkbox"/>道路情報盤、<input type="checkbox"/>ロック(スノ-)シェッド、<input type="checkbox"/>ロック(スノ-)シェルター</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【河川】</p> <p><input type="checkbox"/>堰(高さ3.0m以上)、<input type="checkbox"/>水門、<input type="checkbox"/>樋門(高さ3.0m以上)、 <input type="checkbox"/>海岸構造物</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【砂防】</p> <p><input type="checkbox"/>砂防堰堤、<input type="checkbox"/>床固工、<input type="checkbox"/>地すべり施設、 <input type="checkbox"/>急傾斜施設(高さ2.0m未満を除く)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【下水道】</p> <p><input type="checkbox"/>管路、<input type="checkbox"/>処理場・ポンプ場</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【港湾】</p> <p><input type="checkbox"/>航路、<input type="checkbox"/>泊地、<input type="checkbox"/>船たまり、<input type="checkbox"/>防波堤、<input type="checkbox"/>防砂堤、 <input type="checkbox"/>導流堤、<input type="checkbox"/>護岸、<input type="checkbox"/>岸壁、<input type="checkbox"/>物揚場、<input type="checkbox"/>桟橋、<input type="checkbox"/>係船杭</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>【その他】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>〔工事写真ファイル(PHOTOフォルダ)、INDE_C05.DTD、INDEX_C.XML、PHOTO05.DTD、PHOTO.XML〕</p> </div> <p>※盛岡市電子納品ガイドライン(案)で定めている工種のほか、電子納品が必要な工種がある場合は、【その他】欄に記載すること。</p> <p>http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/douro_kotsu/douro/1017579.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このほか、電子納品特記仕様書〔工事〕の規定によるものとする。 	<input checked="" type="radio"/>	本工事は、電子納品を「義務」として実施する。	<input type="radio"/>	本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<input checked="" type="radio"/>	本工事は、電子納品を「義務」として実施する。				
<input type="radio"/>	本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。				

<p>6 情報共有システム（ASP）の利用について (※ASP:Application Service Provider)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事を、情報共有システムの利用について受発注者間で協議を行う工事とする。 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することで業務の効率化を図るものという。 契約後、利用について別紙1により協議すること。 情報共有システムを利用する監督職員等及び受注者の費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。（ただし、土木工事標準標準積算基準書以外の基準を用いる場合は除く）。 ※ここでいう費用とは情報共有システムへの登録料及び使用料である。 詳細は土木工事共通特記仕様書1-1-11による。 様式等は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1020281.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>情報共有システム（ASP）の利用について》 	<p>対象の有無 有</p>
<p>7 新技術等の活用の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、設計図書で指定された工法及び技術を除き、新技術情報提供システム（N E T I S）や岩手県新技術等活用促進事業等を利用して、新技術等の活用を積極的に推進するものとし、活用する新技術等がある場合は監督職員に報告するものとする。 新技術等の活用が、設計図書の記載事項の変更に係る場合は、監督職員と協議するものとする。 新技術等の活用にあたり、監督職員から施工実態調査の実施を指示された場合は、これを行うものとする。 なお、調査結果については、工事名・受注者名とともに公表する場合がある。 岩手県新技術等活用促進事業の詳細については、以下のホームページ「岩手県新技術等活用促進事業」を参考とすること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/shingijutsu/1010856.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>新技術・経営革新>新技術等活用促進事業》 	<p>対象の有無 有</p>

<p>8 再生資源利用認定製品</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生資源利用認定製品の利用促進の有無 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品は除くものとする。 以下の資材を利用する場合は、再生資源利用認定製品を利用するよう努めるものとする。 詳細については、以下のホームページ「岩手県再生資源利用認定製品」を参考とすること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/index.html</p> <p>《岩手県トップページ>暮らし・環境>環境>環境政策>岩手県再生資源利用認定製品》</p> <p>【参考】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規 格</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	資材名	規 格	備考																			<p>対象の有無</p> <p>無</p>																								
資材名	規 格	備考																																												
<p>9 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品</p> <ul style="list-style-type: none"> プレキャストコンクリート製品については、極力溶融スラグ入り製品を優先して使用するものとする。 製品に用いる溶融スラグの品質規格は、JIS A 5031に適合しているものとする。 溶融スラグ入り製品が供給されない等、溶融スラグ入り製品を使用できない場合は、その理由を明記した工事打合簿（共通仕様書 様式-43）を監督職員に提出すること。 本工事で使用できる溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品類は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="298 1073 1016 1673"> <thead> <tr> <th>使用区分</th><th>資材名</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>落ち蓋式側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>落ち蓋式側溝蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>自由勾配側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>自由勾配側溝蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>水路式側溝類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>鉄筋コンクリート水路類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>排水フリューム類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>ベンチフリューム類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>歩車道境界ブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>歩車道境界付き落蓋類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>積みブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>インターロッキングブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>舗装用コンクリートブロック類</td><td></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td><td>その他</td><td></td></tr> </tbody> </table>	使用区分	資材名	備考	<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝類		<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝蓋類		<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝類		<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝蓋類		<input type="checkbox"/>	水路式側溝類		<input type="checkbox"/>	鉄筋コンクリート水路類		<input type="checkbox"/>	排水フリューム類		<input type="checkbox"/>	ベンチフリューム類		<input type="checkbox"/>	歩車道境界ブロック類		<input type="checkbox"/>	歩車道境界付き落蓋類		<input type="checkbox"/>	積みブロック類		<input type="checkbox"/>	インターロッキングブロック類		<input type="checkbox"/>	舗装用コンクリートブロック類		<input type="checkbox"/>	その他		<p>対象の有無</p> <p>無</p>
使用区分	資材名	備考																																												
<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝類																																													
<input type="checkbox"/>	落ち蓋式側溝蓋類																																													
<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝類																																													
<input type="checkbox"/>	自由勾配側溝蓋類																																													
<input type="checkbox"/>	水路式側溝類																																													
<input type="checkbox"/>	鉄筋コンクリート水路類																																													
<input type="checkbox"/>	排水フリューム類																																													
<input type="checkbox"/>	ベンチフリューム類																																													
<input type="checkbox"/>	歩車道境界ブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	歩車道境界付き落蓋類																																													
<input type="checkbox"/>	積みブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	インターロッキングブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	舗装用コンクリートブロック類																																													
<input type="checkbox"/>	その他																																													
<p>10 災害廃棄物を原燃料とするセメントを用いたレディミクストコンクリート</p> <ul style="list-style-type: none"> レディミクストコンクリートについては、極力災害廃棄物を原燃料とするセメントを用いた製品を優先して使用するものとする。 品質規格は、JIS A 5308に適合しているものとする。 	<p>対象の有無</p> <p>無</p>																																													

11 受発注者間の情報共有（設計・施工技術検討会（三者協議））について	対象の有無
	無
12 設計変更について	対象の有無
	有
13 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）	対象の有無
	無
14 デジタル工事写真的小黒板情報電子化について	対象の有無
	有

<p>15 ICT活用工事</p> <p>I C T活用工事ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細については、別添「盛岡市建設ICT活用工事特記仕様書」及び以下のホームページ「盛岡市建設ICT活用工事試行要領」を参照すること。 <p>https://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1042055/index.html</p> <p>《盛岡市トップページ⇒事業者の皆さんへ⇒市の発注契約⇒建設工事・建設関連業務委託⇒その他 盛岡市建設ICT活用工事試行要領の制定について》</p>	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
<p>16 1日未満で完了する小規模作業の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> 「1日未満で完了する作業の積算」（※）（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。 受注者は、施工パッケージ型積算基準（※）と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用が分かる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用が分かる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」（※）を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 施工箇所が点在する工事の積算方法を適用している場合は、1日未満積算基準「3. 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」（※）により、別箇所として扱う。 <p>※ それぞれについては土木工事標準積算基準書を参照してください。</p> <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017252/index.html</p> <p>《岩手県トップページ>国土づくり>建設業>建設技術関連>設計・積算・入札>積算基準書等》</p>	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
<p>17 熱中症対策に資する現場管理費補正</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。 詳細については、以下のホームページ「岩手県国土整備部熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」を参照すること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1031205/index.html</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<p>18 法定外の労災保険の付保</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
<p>19 建設現場における遠隔臨場試行対象工事</p> <p>試行対象工事ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、遠隔臨場（ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施）の試行対象工事である。 詳細については、以下のホームページ「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を参照すること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1038444.html</p> <p>《岩手県トップページ>国土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>建設現場の遠隔臨場の試行について》</p>	<p>対象の有無</p> <p>無</p>

	対象の有無
<p>20 建設キャリアアップシステム（C C U S）活用工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、受注者が希望するC C U Sを活用した工事の対象である。 ・詳細については、以下のホームページ「岩手県国土整備部建設キャリアアップシステム活用工事実施要領（以下「要領」という。）」を参照すること。 ・対象の有無が「無」の場合でも、活用工事の実施を希望する場合は、要領第4第3項に基づく協議により、活用工事を実施できる場合があること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1058795.html 《岩手県トップページ>国土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>建設キャリアアップシステム活用工事について》</p>	無
<p>21 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（以下「加速化対策」という。）に関する工事である。 ・対象が「有」の場合は、工事中の標示施設について以下のホームページを参考に「加速化対策」である旨を明示すること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017255/1061453.html</p>	対象の有無 無

第4条 使用材料の品質規格等

1 レディーミクストコンクリート

・無筋コンクリート

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
□	普通	急傾斜地崩壊対策工事用(基礎工、擁壁工、コンクリート張工)(ポンプ車打設)、均コンクリート、基礎コンクリート、側溝(U、L型)、管渠巻立、集水樹、石積(張)・ブロック積(張)の胸込・裏込、ガードケーブル基礎(端末支柱)、トンネル覆工(インバート)、擁壁、水路、重力式構造物(橋台)、護岸(法留、平張)、根固ブロック、親柱	□	□	18-8-40	60	
		トンネル覆工(NATM、小断面、矢板工法アーチ、側壁)	□	□	18-15-40	60	270
		海岸構造物、消波ブロック	□	□	18-8-40	55	
		砂防堰堤(堤体、側壁、水叩)、枠張工、床固工	□	□	18-5-40	60	
		同上(堤冠部)	□	□	21-5-40	60	
		水中コンクリート(場所打杭を除く)	□	□	30-15-40	50	370

・鉄筋コンクリート

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
□	普通	急傾斜地崩壊対策工事用(法枠工)、側溝蓋、函渠、井筒、潜函、堰、水門、ポンプ場	□	□	21-12-40	55	
		同上	□	□	21-12-25	55	
		同上(海水の影響を受ける構造物)	□	□	21-12-40	45	300
		同上(同上)	□	□	21-12-25	45	330
		橋梁下部、擁壁、函渠、樋門(管)	□	□	24-12-40	55	
		同上	□	□	24-12-25	55	
		ラーメン構造物($\sigma_{ca} = 7.8 \text{ N/mm}^2$)、RCスラブ、RCT桁、RCホーロースラブ、地覆、剛性防護柵	□	□	24-12-25	55	
		深基礎	□	□	24-12-40	55	
		非合成桁床版(地覆含む)	□	□	24-12-25	55	300
		リバース杭、ペノト杭	□	□	30-18-40	55	350
		同上	□	□	30-18-25	55	350
使用区分		適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			H	N			
		PC橋(横桁、床版)、合成桁床版(地覆含む)、プレテンI桁中詰、PCホーロースラブ中詰	□	□	30-12-25	55	
		PCアラーメン、オールステージングによる場所打杭・ポステン	□	□	36-12-25	55	
		ポステン主桁	□	□	40-12-25	55	

・コンクリート舗装

使用区分	コンクリート種類別	適用工種	セメント種類		規格	最大水セメント比	最小セメント使用量
			BB	N			
□	舗装	コンクリート舗装	□	□	曲げ4.5-2.5-40	—	
		同上	□	□	曲げ4.5-6.5-40	—	

※N:普通ポルトランドセメント、H:早強ポルトランドセメント、BB:高炉セメントB種

※本基準は、標準的な使用目安を定めたものである。設計条件等による上表以外のコンクリートの使用を妨げるものではない。

※粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である。(ex.最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能)

※塩害対策の対象となる場合は、別途考慮する。

<p>① 上記以外の使用コンクリート（現場練・セメントモルタル・吹付けコンクリート等）の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり面用吹付けコンクリート等の配合は以下を参考とし、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。 <p>【参考】配合の目安（モルタル及びコンクリート吹付）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>セメント量 (kg/m³) C</th><th>水セメント比 W/C (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モルタル吹付</td><td>360～420</td><td>45～60</td></tr> <tr> <td>コンクリート吹付</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) レディーミクストコンクリート以外の場合は、「練混ぜ水の水質試験」を実施するものとする。</p>		セメント量 (kg/m ³) C	水セメント比 W/C (%)	モルタル吹付	360～420	45～60	コンクリート吹付			<p>対象の有無</p> <p>無</p>
	セメント量 (kg/m ³) C	水セメント比 W/C (%)								
モルタル吹付	360～420	45～60								
コンクリート吹付										
<p>② テストハンマーによる強度推定調査の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のコンクリート構造物については、テストハンマーによる強度推定調査を行い、別紙「強度推定調査票」を作成するものとする。【摘要：重要なコンクリート構造物】 <p>「土木工事共通特記仕様書 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート」参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th><th>対象構造物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工 種	対象構造物							<p>対象の有無</p> <p>無</p>	
工 種	対象構造物									
<p>③ ひび割れ発生状況の調査の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下のコンクリート構造物については、ひび割れ発生状況の調査を行い、別紙「ひび割れ調査票」を作成するものとする。【摘要：重要なコンクリート構造物】 <p>「土木工事共通特記仕様書 第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート」参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th><th>対象構造物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工 種	対象構造物							<p>対象の有無</p> <p>無</p>	
工 種	対象構造物									
<p>④ 建設資材の品質記録保存業務実施の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の構造物に使用する材料については、「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（共通仕様書Ⅲ参考資料）」に基づく品質記録を作成するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象構造物</th><th>対象材料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	対象構造物	対象材料							<p>対象の有無</p> <p>無</p>	
対象構造物	対象材料									
<p>⑤ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定実施の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m²以上のポックスカルバートを対象とする（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）。 <p>「共通仕様書（II）出来形管理基準及び規格値 1 共通編 3 無筋・鉄筋コンクリート 7 鉄筋」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・詳細については、以下のホームページ「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領 H30.10 国土交通省大臣官房技術調査課」を参照すること。 <p>http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/tokkibetten.html</p>	<p>対象の有無</p> <p>無</p>									

第4条 使用材料の品質規格等

2 アスファルト混合物

使用区分	アスファルト合材名		使用箇所
<input type="checkbox"/>	①	再生 粗粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	再生 密粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	再生 密粒度アスコン (13)	
■	⑤	再生 密粒度アスコン (20F)	車道部表層
<input type="checkbox"/>	⑤	再生 密粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>	⑦	再生 細粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>		再生 漆青安定処理 (20)	
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>	①	粗粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	密粒度アスコン (20)	
<input type="checkbox"/>	②	密粒度アスコン (13)	
<input type="checkbox"/>	⑤	密粒度アスコン (20F)	
<input type="checkbox"/>	⑤	密粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>	⑦	細粒度アスコン (13F)	
<input type="checkbox"/>		漆青安定処理 (20)	
<input type="checkbox"/>	⑧	密粒度ギャップアスコン (13F改質Ⅰ型)	
<input type="checkbox"/>		密粒度アスコン (20改質Ⅱ型)	
<input type="checkbox"/>		密粒度アスコン (13F改質Ⅱ型)	

※「改質型」は、新材の使用を標準とする。

① 上記以外の使用アスファルト合材の有無

使用区分	アスファルト合材名	使用箇所
<input type="checkbox"/>	ポーラスアスコン (13)	
<input type="checkbox"/>	開粒度アスコン (13)	

② 舗装新設補修履歴管理ファイル（舗装カード）、橋梁補修・補強履歴カードの提出の有無

- 工事完成後は「舗装新設補修履歴管理ファイル（舗装カード）」「橋梁補修・補強履歴カード」に記入のうえ、監督職員に提出するものとする。

<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/douro/ijikanri/1041358/index.html>

《岩手県トップページ>県土づくり>道路>道路の維持管理>橋梁カード・舗装カードについて》

対象の有無

有

対象の有無

無

対象の有無

無

第4条 使用材料の品質規格等

3 石材類

使用区分	材料名	規 格	適用箇所
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	砂（洗）	
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	碎石 15 ~ 5mm	
<input type="checkbox"/>	コンクリート用骨材	砂利 径 15 ~ 5mm	
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-80	
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-50	
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-40	
<input type="checkbox"/>	クラッシャーラン	C-25	
<input checked="" type="checkbox"/>	粒度調整碎石	M-40	上層路盤
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-80	
<input type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-50	
<input checked="" type="checkbox"/>	再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤
<input type="checkbox"/>	栗石	50 ~ 150 mm	
<input type="checkbox"/>	割栗石	50 ~ 150 mm	
<input type="checkbox"/>	割栗石	150 ~ 200 mm	
<input type="checkbox"/>	割詰石	150 ~ 200 mm	
<input type="checkbox"/>	雑割石	150 ~ 200 mm	
<input checked="" type="checkbox"/>	山砂（不洗）		管基礎
<input type="checkbox"/>	岩ズリ	CBR 20 以上	

対象の有無

有

① 上記以外の使用材料の有無

材料名	規 格	適用箇所

対象の有無

無

4 鉄筋

使用区分	材料名	規 格	適用工種
<input type="checkbox"/>	丸鋼 SR235	φ	
<input type="checkbox"/>	異形棒鋼 SD295A	D	
<input type="checkbox"/>	異形棒鋼 SD345	D	

対象の有無

無

第4条 使用材料の品質規格等

5 植生工材料

- 種子散布、客土吹付、植生基材吹付の主体種子については、以下を参考とし、工事場所、発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

- ① 種子散布工
- ② 客土吹付工
- ③ 植生基材吹付工

主体種子

草 本 類	外来種	トルフェスク、クリーピングレッドフェスク、オーチャードグラス、ケンタッキーブルーグラス チモシー、バミューダグラス、ウイーピングラブグラス、バビアグラス、ホワイトクローバー ヘニアルライグラス、イタリアンライグラス、ペントグラス、レットトップ
	在来種(郷土種)	ヨモギ、スキ、イタドリ、メハギ
木 本 類	在来種(郷土種)	ヤマハギ(皮取り)、ヤマハギ(皮付き)、コマツナギ

6 その他

- 他の使用材料の有無

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考
設計図書のとおり			

対象の有無

無
無
無

対象の有無

有

第5条 検査（確認を含む）及び立会

1 立会

- ・共通仕様書第3編3-1-1-4に指定された工種以外に、監督職員の立会のうえ施工すべき工種の有無

[※監督技術基準の「施工状況把握一覧」等を参考に明示するもの。]

工種	立会時期	備考
竣工検査	監督員、課内の2回	
中間検査	必要に応じて	

対象の有無

有

2 段階確認

- ・共通仕様書第3編3-1-1-4に指定された工種以外に、追加する工種の有無

工種	工事段階	備考

対象の有無

無

3 中間技術検査

- ・検査員の中間技術検査を受けるべき工種（または構造物名）の有無
- ・検査時には、土木工事共通特記仕様書第3編3-1-1-8に定める図面を提出すること。

※中間技術検査は、施工途中において、完成時に出来形・品質を確認できなくなる部分等、主要な工事段階の区切りにおいて行うものである。

[例：債務負担行為（工事期間が24ヶ月以上にわたるもの）の年度毎の検査、道路改良後すぐに舗装を施工する必要がある場合、橋梁下部・上部同時に施工する場合、等]

上記以外に、検査員が必要に応じ、隨時中間検査を行うことがある。

工種	工事段階	備考

対象の有無

有

4 指定部分検査

- ・検査員の指定部分検査を受けるべき工種（または構造物名）の有無

※指定部分検査は、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分の完了を確認するための検査である。

[例：道路供用開始が決まっているとき等、引渡しが必要な場合、等]

工種	工事段階	備考

対象の有無

無

第6条 用地関係

1 工事用地等の制限	対象の有無	
	無	
未処理箇所		
処理見込時期		
2 使用後の復旧条件	対象の有無	
	有	
内 容	現状復旧	
3 工事用仮設道路、資機材置場等の借地指定	対象の有無	
	無	
場所・範囲		
時期・期間		
使用条件		
復旧方法等		
4 仮設ヤードの指定	対象の有無	
	無	
場所・範囲		
時期・期間		
使用条件		
復旧方法等		

第7条 公害関係

1 公害防止のための制限	対象の有無
	無
	無
	有
	無
施工方法	
建設機械・設備	一般工事用建設機械 8 機種
作業時間	
2 水替・流入防止施設	対象の有無
	無
施設内容	
設置期間	
3 潜水・湧水等の処理条件	対象の有無
	無
処理施設	
処理条件等	
4 事業損失防止	対象の有無
	有
調査項目	盛岡市下水道工事標準仕様書第203条による
事前・事後	事前及び事後
調査時期	同上
調査方法	盛岡市下水道工事標準仕様書第203条による
調査範囲	同上

第8条 安全対策関係

1 交通誘導警備員						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導警備員の計上の有無 ・交通誘導警備員数については、以下のとおり計上しているが、道路管理者及び所管警察署との打合せの結果または条件変更に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 						有												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th><th>配置員数</th><th>編制</th><th>総配置員数</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>2 人</td><td>検定合格者： その他：2</td><td>6 人</td><td>昼</td><td>無</td></tr> </tbody> </table>						配置場所	配置員数	編制	総配置員数	昼夜別	交代要員の有無		2 人	検定合格者： その他：2	6 人	昼	無	
配置場所	配置員数	編制	総配置員数	昼夜別	交代要員の有無													
	2 人	検定合格者： その他：2	6 人	昼	無													
2 近接工事						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・近接する工事での施工方法、作業時間等の制約の有無 						無												
<table border="1"> <tr> <td>施工方法制限</td><td></td></tr> <tr> <td>作業時間制限</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td></tr> </table>						施工方法制限		作業時間制限		その他		無 無 無 無 無 無 無 無 無						
施工方法制限																		
作業時間制限																		
その他																		
3 防護施設等						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・危険要因に対する防護施設等の有無 						無												
<table border="1"> <tr> <td>施設内容</td><td></td></tr> <tr> <td>補強が必要な既存構造物</td><td></td></tr> </table>						施設内容		補強が必要な既存構造物		無 無 無 無								
施設内容																		
補強が必要な既存構造物																		
4 発破作業等の制限						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・発破作業等の保安設備・要員の配置の有無 						無												
<table border="1"> <tr> <td>設備・要員内容</td><td></td></tr> <tr> <td>制限内容</td><td></td></tr> </table>						設備・要員内容		制限内容										
設備・要員内容																		
制限内容																		
5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策						対象の有無												
<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備等の設置の有無 						無												
<table border="1"> <tr> <td>設備内容</td><td>地下内での作業は酸欠防止対策を講じるこ</td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td><td></td></tr> <tr> <td>酸素欠乏</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td></td></tr> </table>						設備内容	地下内での作業は酸欠防止対策を講じるこ	有毒ガス		酸素欠乏		その他		無 有 無				
設備内容	地下内での作業は酸欠防止対策を講じるこ																	
有毒ガス																		
酸素欠乏																		
その他																		

6 積載超過防止対策	対象の有無
<ul style="list-style-type: none"> ・積載超過防止対策の有無 <p>①土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。</p> <p>②過積載を行っていると認められる資材納入業者から資材を購入しないこと。</p> <p>③積載超過防止対策の方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ点検記録を作成すること。</p> <p>④「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>法12条団体等とは、法12条の趣旨に沿って交通安全運動を推進する任意団体を含む。</p> <p>⑤下請け契約の相手方または資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって、悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。</p>	有
7 簡易信号機	対象の有無
<ul style="list-style-type: none"> ・簡易信号機の使用の有無 ・簡易信号機を使用する場合には、設置位置、全赤設定時間（両方の信号が赤表示になっている時間）が確認できる書類、写真等を添付した工事打合簿（共通仕様書 様式第43号）を提出し、事前に監督職員の承諾を得ること。 ・簡易信号機について、道路管理者及び所管警察署との打合せ結果、使用することになった場合も、上記と同様の取扱とする。 	無

第9条 工事用道路対策関係

1 一般道路の搬入路使用	搬入経路の指定の有無	対象の有無 有
	搬 入 経 路 指 定 指定なし	
	使 用 制 限 等 道路使用許可条件による	
	使 用 中 の 处 置 散水及び路面清掃並びに汚損させた場合は、清掃すること	
使 用 後 の 处 置 補修が必要な場合は、監督員と別途協議		
2 仮設道路の設置条件	仮設道路設置条件等の有無	対象の有無 無
	仮 設 道 路 設 置	
	安 全 施 設 内 容	
	安全施設設置期間	
	工事終了後の処置	
維 持 ・ 補 修 内 容		

第10条 仮設関係

1 任意仮設						対象の有無
・任意仮設工の有無						有
任意仮設は以下のとおりとするが、受注者は契約後速やかに具体的な仮設方法を立案し、発注者へ提出すること。						
工種	種別	細別	単位	数量	備考	
取付管およびます工	管路土留工	軽量鋼矢板土留	m	4	供用日数1日	
2 指定仮設						対象の有無
・指定仮設工の有無						無
指定仮設は以下のとおりとする。						
工種	種別	細別	単位	数量	備考	
3 仮設備関係						対象の有無
・仮設備の引渡し・引継ぎの有無						無
仮設備内容						
引渡・引継期間						
条件等						
・仮設備の構造・施工方法の指定の有無						対象の有無
仮設備内容						無
施工方法						
・仮設備の設計条件の指定の有無						対象の有無
設計条件						無
その他						

第11条 建設副産物関係

1 土取り場	対象の有無 無
2 発生土（搬入）	対象の有無 無
3 土捨て場	対象の有無 有

土取り場は、別添「位置図」に示す箇所とし、採取予定量は以下のとおり。

箇所名	地先名	採取量（地山）	備考
		m3	
		m3	

本工事では、以下の工事からの発生土の搬入を予定する。
詳細については、監督員の指示を受けること。

搬入元工事名	搬入期間	搬入量 (盛土換算数量)	備考
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3	
	令和 年 月 から 令和 年 月	m3	

受領書の交付
受注者は、土砂を共通仕様書1-1-1-19に示す再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

土捨て場は、以下に示す箇所を予定する。捨土予定量は以下のとおり。

- なお、次の場合は監督職員と協議すること。
 - a 工事間流用が可能な工事を見つけた場合（工事間流用を優先）
 - b 予定した処分地（土捨て場）以外に、受注者が有効な搬出先と考える適正処分地を見つけた場合
 - c 予定した処分地（土捨て場）において、処分先の事情により搬出が困難な場合

箇所名	地先名	捨土量（地山）	備考
L=4.7km	盛岡市手代森4地割21番地	2 m3	
		m3	

再生資源利用計画を作成するまでの確認事項等
受注者は、共通仕様書1-1-1-19に示す再生資源利用促進計画の作成に当たり、発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。
また、確認結果は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- 発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

4 発生土（搬出）	対象の有無																																	
	無																																	
	本工事では、以下の工事へ土量の搬出を予定する。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>搬出先工事名</th><th colspan="3">搬出期間</th><th>搬出量 (盛土換算数量)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td>令和 年</td><td>年</td><td>月 月</td><td>から</td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td>令和 年</td><td>年</td><td>月 月</td><td> </td><td>m3</td></tr> <tr> <td> </td><td>令和 年</td><td>年</td><td>月 月</td><td>から</td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td>令和 年</td><td>年</td><td>月 月</td><td> </td><td>m3</td></tr> </tbody> </table>					搬出先工事名	搬出期間			搬出量 (盛土換算数量)	備考		令和 年	年	月 月	から			令和 年	年	月 月		m3		令和 年	年	月 月	から			令和 年	年	月 月		m3
搬出先工事名	搬出期間			搬出量 (盛土換算数量)	備考																													
	令和 年	年	月 月	から																														
	令和 年	年	月 月		m3																													
	令和 年	年	月 月	から																														
	令和 年	年	月 月		m3																													
<ul style="list-style-type: none"> 再生資源利用計画を作成するまでの確認事項等 <p>受注者は、共通仕様書1-1-1-19に示す再生資源利用促進計画の作成に当たり、発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は、再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生土の運搬を行う者に対する通知 <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 <p>受注者は、発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p>																																		
<p>5 建設副産物</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定副産物の処理の有無 <p>工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、以下の場所に搬入することとし、指定されている以外の施設で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>副産物名</th><th>搬入再資源化施設名</th><th>搬入場所</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック</td><td>株式会社環境整備</td><td>盛岡市川又字赤坂120-39</td><td> </td></tr> <tr> <td>As殻</td><td>株式会社佐藤興産</td><td>盛岡市手代森18-2-2</td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>						副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考	廃プラスチック	株式会社環境整備	盛岡市川又字赤坂120-39		As殻	株式会社佐藤興産	盛岡市手代森18-2-2																		
副産物名	搬入再資源化施設名	搬入場所	備考																															
廃プラスチック	株式会社環境整備	盛岡市川又字赤坂120-39																																
As殻	株式会社佐藤興産	盛岡市手代森18-2-2																																

6 建設廃棄物					対象の有無 無
	・指定廃棄物の処理の有無 工事の施工により発生する指定廃棄物は、以下の場所に搬入する				
副産物名	受入場所	受入時間帯	備考		
7 その他	<ul style="list-style-type: none"> 再生資源化施設及び建設廃棄物受入施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者が上記施設とは異なる施設で処理する場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。 				

第12条 工事支障物件等関係

1 占用支障物件		対象の有無	
・占用支障物件の有無		対象の有無	
管 理 者	盛岡市上下水道局	ガス	無
位 置	事前に経路及び深さを確認すること	電気	無
移 設 時 期		電話	無
工 事 方 法 等	防護方法等を監督員と協議すること	上水道	有
		下水道	有
		その他 ()	無
2 占用物件との重複施工		対象の有無	
・占用物件との重複施工の有無		対象の有無	
管 理 者		ガス	無
位 置		電気	無
工 事 内 容		電話	無
期 間		上水道	無
		下水道	無
		その他 ()	無

第13条 薬液注入関係

1 薬液注入を行う場合	対象の有無
	無
・薬液注入の有無	
薬液注入を行う場合は、「薬液注入工法に係る条件明示事項等について（共通仕様書Ⅲ参考資料）」によるものとする。	
◆契約時に明示する事項	
(1) 工 法 区 分	
(2) 材 料 種 類 ①	
②	
③	
(3) 施 工 範 囲 ①	
②	
(4) 削 孔 ①	
②	
③	
(5) 注 入 量 ①	
②	
(6) そ の 他	
◆施工計画打合せ時等に受注者から提出する事項	
(1) 工 法 関 係 ①	
②	
③	
④	
(2) 材 料 関 係 ①	
②	
③	
2 周辺環境影響調査	対象の有無
・周辺環境への調査の必要性の有無	無
調 査 項 目	
採 取 地 点	
採 取 回 数	
備 考	

第14条 その他

1 現場発生品	対象の有無
	無
2 凍結抑制剤散布	対象の有無
	有
3 木材使用量の報告	対象の有無
	有

・現場発生品の引渡条件の有無

種類	数量	保管・仮置場所

・現場周辺路面の凍結抑制剤散布の有無

路面凍結の恐れがある場合、凍結抑制剤を散布すること。

なお、凍結抑制剤は受注者の負担とする。

・「岩手県県産木材利用促進行動計画」（以下「行動計画」という。）

の趣旨（木材の利用による地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成等）に鑑み、木材を使用した場合は、以下の事項を明記した工事打合簿（共通仕様書 様式第43号）を監督職員に提出すること。

- ① 木材の概算使用量の合計（m³）
- ② 木材を使用した工種のうち、最も多く使用した工種名（1工種）

（工種名については、木材の利用事例として今後の行動計画の推進に活用するもの。）

・木材を使用する工種の例は以下のとおり。

仮設工（丁張材、仮設防護柵の横桁等）、型枠工、法面工（伐根材等を植生基材として利用した法面吹付工）、木工沈床工等

・行動計画の詳細については、以下のホームページ「岩手県県産木材等利用促進基本計画・行動計画」を参考とすること。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/ringyou/mokuzai/1030770.html>

《岩手県トップページ>産業・雇用>林業>木材>岩手県県産木材等利用促進基本計画・行動計画》

第14条 その他

4 現場代理人の兼務	対象の有無
<ul style="list-style-type: none">本工事は、市営建設工事に係る現場代理人及び下請負人に関する取扱いについて（平成24年1月20日市長決裁）に基づき、現場代理人を兼務できる対象であり、以下に該当する場合は、盛岡市工事請負契約約款第10条第3項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないものとする。詳細については、以下のホームページを参考とすること。 http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/yoko_yorvo/1008644.html 《盛岡市トップページ>事業者の皆さんへ>市の発注契約>契約関係要綱・要領等>市営建設工事に係る現場代理人及び下請負人に関する取扱いについて》	有
5 主任技術者及び監理技術者兼務	対象の有無
<ul style="list-style-type: none">本工事は、建設工事の技術者制度について（令和7年2月）に基づき、2件の工事で主任技術者及び監理技術者を兼務できる対象である。詳細については、以下のホームページ「建設工事の技術者制度について」を参照すること。 http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008569/1008575.html 《盛岡市トップページ>事業者の皆さんへ>市の発注契約>建設工事・建設関連業務委託>建設工事等に係る入札・契約制度>建設工事の技術者制度について》	無

6 労働者確保に要する間接費の実績変更	対象の有無				
<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「労働者確保に要する間接費の実績変更」対象工事である。 本工事は、土木工事標準積算基準（港湾工事積算基準）に基づき算出した「現場労働者に係る宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、以下に基づき追加費用を計上している。 <table border="1" data-bbox="235 422 1156 563"> <tr> <td data-bbox="235 422 346 489"></td> <td data-bbox="346 422 1156 489">「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月1日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 489 346 563">○</td> <td data-bbox="346 489 1156 563">「東日本大震災の復旧・復興における間接工事費及び建設機械損料の補正について」（令和5年5月1日）</td> </tr> </table>		「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月1日）	○	「東日本大震災の復旧・復興における間接工事費及び建設機械損料の補正について」（令和5年5月1日）	有
	「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月1日）				
○	「東日本大震災の復旧・復興における間接工事費及び建設機械損料の補正について」（令和5年5月1日）				
<p>※いずれかに「○」を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の以下に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、土木工事標準積算基準書（港湾工事積算基準）により算出した実績変更対象費では適正な工事の実施が困難になった場合は、受注者の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 受注者は、労働者確保に要する間接費の実績変更（以下「間接費の実績変更」という。）を請求する場合は、監督職員に設計額における「実績変更対象費」を確認の上、実績報告書（様式1）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を監督職員に提出し、「間接費の実績変更」の内容について協議するものとする。 <p>なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。</p> 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、「間接費の実績変更」の対象としない。 発注者は、「間接費の実績変更」をする場合は、実績変更対象費に実際支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分（以下「実績変更対象費（率式）」）という。）を差し引いた費用を、積算基準により算出した共通仮設費及び現場管理費に加算し、精算変更時の設計額を算出するものとする。 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 受注者は、「間接費の実績変更」に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 詳細については、「労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。 <p>http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008588.html</p> <p>《盛岡市トップページ>事業者の皆さんへ>市の発注契約>建設工事・建設関連業務委託>建設工事における施工確保対策》</p>	<p>※対象工事は、土木工事標準積算基準（共通編）または港湾積算基準に記載されている工種区分を適用している工事であること。</p>				

<p>7 施工箇所が点在する工事の積算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『○○地区（施工箇所○○）』、△△地区（施工箇所○○）△△地区（施工箇所○○）（以下「対象地区」という。）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。 <p>なお、共通仮設費及び現場管理費の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。</p>	<p>対象の有無</p> <p>無</p>
<p>8 工事請負契約締結後における単価適用年月変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更」対象工事である。 本工事は、特定の資材の価格や労務が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更し、設計単価を変更することが可能な対象工事である。 対象となる単価は、資材単価、労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 受注者は、単価適用年月の変更を請求する場合は、当初契約締結日から14日以内に別紙様式により発注者に請求するものとする。 受注者から単価適用年月の変更の請求があった場合は、発注者は、基準日（当初契約締結日）時点での最新の設計単価資料の設計単価に変更するものとする。 設計単価の変更に伴う契約変更（第1回）は、原則として単価適用年月の変更のみとし、契約数量、契約図面及仕様書等は変更しないものとする。 工事毎に見積及び特別調査等（以下「見積資材等」という。）により設定している設計単価については、変更の対象としないものとする。ただし、見積資材等の工事費が全体工事費に占める割合が大きい場合は、別途考慮することができるものとする。 単価適用年月の変更を請求した場合においても、盛岡市工事請負契約約款第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更及び「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用」と併用できるものとする。 適用除外工事は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 請求日時点で出来高が発生している工事。 ② その他発注者が適用除外と認めた工事。 詳細については、「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。 <p>http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008569/1008581.html</p> <p>詳細は土木工事共通特記仕様書1-1-11による。</p>	<p>対象の有無</p> <p>有</p> <p>※原則として全ての工事が対象</p>

9 遠隔地からの資材調達に要する輸送費	対象の有無
<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、東日本大震災津波等に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の供給不足が生じる恐れがあり、受注者が不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ないことが想定されるため、それに要する輸送費を契約変更で計上できるものとする。 対象となる資材は、生コンクリート、石材（碎石、捨石、被覆石等）、仮設材とする。 輸送費の算出は、工事場所から資材製造地区境までの距離に応じた輸送費を契約変更で計上する。 輸送した資材は、資材製造地区の設計単価による契約変更とする。 輸送費を契約変更で計上するには、受注者は発注者に事前に必要事項を通知して了解を得ることとし、了解を得た場合に限り、実績に応じて輸送費を請求できるものとする。 輸送費に係る契約変更を請求した場合においても、盛岡市工事請負契約約款第25条第1から第4項（いわゆる「全体スライド」）、第5項（いわゆる「単品スライド」）、第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更及び「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用」と併用できるものとする。 適用除外工事は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 共通仕様書第1編1-1-8工事の着手の規定に違反した工事。 ② 受注者が、輸送費を請求する意志を、事前に書面により発注者に通知していない工事。 ③ その他発注者が適用除外と認めた工事。 詳細については、「遠隔地からの資材調達に要する輸送費についての運用基準」のとおりであり、以下のホームページを参考とすること。 <p>http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008588.html</p> <p>《盛岡市トップページ>事業者の皆さんへ>市の発注契約>建設工事・建設関連業務委託>建設工事における施工確保対策》</p>	有
	※原則として全ての工事が対象

第14条 その他

10 その他の特記事項	・ その他の特記事項の有無	対象の有無												
		有												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特記事項</th><th>特記事項の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用基準書</td><td>本工事の工事価格は、令和7年度岩手県土木工事積算基準書〔令和7年10月1日以降適用〕、下水道用設計標準歩掛表（令和7年度）に基づき算出しています。</td></tr> <tr> <td>事故報告</td><td>事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。要領・様式等は下記盛岡市ホームページからダウンロードすること。また、軽微な事故であっても速やかに監督員に報告すること。 http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008587.html</td></tr> <tr> <td>任意仮設</td><td>工事目的物を完成するための一切の手段であり、規格・数量・（供用）日数など、受注者の責任において自由に施工できるものです。現地の状況により施工の支障となるなど、設計図書により難い場合は監督員と協議するものとし、必要に応じて設計変更の対象とします。</td></tr> <tr> <td>竣工図</td><td>盛岡市下水道工事標準仕様書第215条に基づき提出すること。</td></tr> <tr> <td>喫煙について</td><td>工事現場での喫煙については、あらかじめルールを定め、指定した喫煙場所以外では行わないこととし、その旨工事関係者全員に周知徹底すること。また、喫煙場所については、工事の安全及び受動喫煙防止に配慮し、設備、場所を十分検討すること。</td></tr> </tbody> </table>	特記事項	特記事項の内容	適用基準書	本工事の工事価格は、令和7年度岩手県土木工事積算基準書〔令和7年10月1日以降適用〕、下水道用設計標準歩掛表（令和7年度）に基づき算出しています。	事故報告	事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。要領・様式等は下記盛岡市ホームページからダウンロードすること。また、軽微な事故であっても速やかに監督員に報告すること。 http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008587.html	任意仮設	工事目的物を完成するための一切の手段であり、規格・数量・（供用）日数など、受注者の責任において自由に施工できるものです。現地の状況により施工の支障となるなど、設計図書により難い場合は監督員と協議するものとし、必要に応じて設計変更の対象とします。	竣工図	盛岡市下水道工事標準仕様書第215条に基づき提出すること。	喫煙について	工事現場での喫煙については、あらかじめルールを定め、指定した喫煙場所以外では行わないこととし、その旨工事関係者全員に周知徹底すること。また、喫煙場所については、工事の安全及び受動喫煙防止に配慮し、設備、場所を十分検討すること。	
特記事項	特記事項の内容													
適用基準書	本工事の工事価格は、令和7年度岩手県土木工事積算基準書〔令和7年10月1日以降適用〕、下水道用設計標準歩掛表（令和7年度）に基づき算出しています。													
事故報告	事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。要領・様式等は下記盛岡市ホームページからダウンロードすること。また、軽微な事故であっても速やかに監督員に報告すること。 http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/kensetsuitaku/1008587.html													
任意仮設	工事目的物を完成するための一切の手段であり、規格・数量・（供用）日数など、受注者の責任において自由に施工できるものです。現地の状況により施工の支障となるなど、設計図書により難い場合は監督員と協議するものとし、必要に応じて設計変更の対象とします。													
竣工図	盛岡市下水道工事標準仕様書第215条に基づき提出すること。													
喫煙について	工事現場での喫煙については、あらかじめルールを定め、指定した喫煙場所以外では行わないこととし、その旨工事関係者全員に周知徹底すること。また、喫煙場所については、工事の安全及び受動喫煙防止に配慮し、設備、場所を十分検討すること。													
11 工事関係書類の標準化	<ul style="list-style-type: none"> 本工事における工事関係書類について、国交省様式を使用する場合は、初回打合せ時に工事打合せ簿（共通仕様書 様式第43号）により監督職員に報告すること。 標準化対象となっていない様式があるため、以下HPに掲載している標準化一覧を確認すること。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017229/1050141.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連⇒設計・積算・入札>共通仕様書>国土交通省様式との標準化について》</p>	対象の有無 無												
12 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<ul style="list-style-type: none"> 本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（国土交通省）」等を参考に適切に対応すること。 なお、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等が必要となる場合は、監督職員と協議すること。 詳細は以下のホームページによる。 <p>https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/1050318/index.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設技術関連>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について》</p>	対象の有無 無												
13 疑義	<ul style="list-style-type: none"> 本工事及び本特記仕様書に関して疑義の生じた場合は、その都度監督職員と協議すること。 													

共通仕様書 補足資料

岩手県共通仕様書等に基づき提出しなければならない書類のうち、主なものは以下のとおりであり、提出区分の欄が、「■」となっているものは、本工事に伴い提出しなければならない書類である。なお、書類の様式は、盛岡市工事請負契約書に基づく各種提出書類の様式及び各種要綱や要領で定めた様式とし、これに無きものは岩手県共通仕様書で定める様式による。

提出区分	名 称	提出期日	部数	仕様書条項	備 考
■	請負代金内訳書	契約締結後7日以内	1部	共仕第3編3-1-1-1	契約書第3条1項 盛岡市(契約)様式第3号
■	工程表	契約締結後7日以内	1部	共仕第3編3-1-1-2	契約書第3条1項 盛岡市(契約)様式第2号
■	施工計画書	工事着手前及び必要な都度	2部	共仕第1編1-1-1-4	盛岡市請負工事監督要領第7 盛岡市(契約)様式第19号 1部は返却
□	コリンズ (CORINS) 登録内容確認書	「登録内容確認書」が届いた際、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-5	提出は「写し」
■	施工体制台帳	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-10	
■	施工体系図	下請契約締結後、速やかに	1部	共仕第1編1-1-1-10	
■	再生資源利用計画書 (実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-19	施工計画書に添付
■	再生資源利用促進計画書 (実施書)	契約締結後14日以内	1部	共仕第1編1-1-1-19	施工計画書に添付
■	確認・立会願	検査時及び必要な都度	1部	共仕第3編3-1-1-4	
■	段階確認書（確認後のもの）	検査時及び必要な都度	1部	共仕第3編3-1-1-4	
■	出来形数量	別途指示	1部	共仕第3編3-1-1-5	「土木工事数量算出要領 (案)」及び「設計図書」
■	工事写真	検査時及び必要な都度	1部	共仕第3編3-1-1-7	「写真管理基準」
■	施工管理図表	検査時及び必要な都度	1部	共仕第1編1-1-1-24	「土木工事施工管理基準及び規格値」
■	履行報告書	毎月1回（監督職員の指定日）	1部	共仕第1編1-1-1-25	契約書第11条 盛岡市(契約)様式第21条
■	安全訓練等の実施状況	監督職員から請求があった場合	1部	共仕第1編1-1-1-28	
■	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	完成時まで	1部	共仕第3編3-1-1-10	実施した場合に提出
■	事故報告書	事故発生時	1部	共仕第1編1-1-1-31	盛岡市建設工事等における 事故報告要領第3 盛岡市(要領)様式1~2
□	工事用道路に関する 計画書	着工前及び必要な都度	1部	共仕第1編1-1-1-34	着工前の場合、施工計画書の 中で記載しても可
■	工事使用材料の品質 証明資料	検査時及び必要な都度	1部	共仕第2編 第1章第2節	

電子納品特記仕様書[工事]

1 適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品するものとする」をいう。ここでいう電子成果品とは、盛岡市電子納品ガイドライン(案)(以下、「ガイドライン」という。)に基づいて作成した電子データを指す。

(http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/douro_kotsu/douro/1017579.html)

2 電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、第3条 施策関係 4電子納品 のとおりとする。

3 電子納品対象書類

[土木、農業農村整備、治山林道関係]

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ ガイドラインで定めているもの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載するものとする。

※ 参考フォルダ

(http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_001/017/579/samplexml.zip)

フォルダ名 (サブフォルダ名)	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	△		
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		PDF 形式
MEET/ORG	工事打合簿、出来形管理 品質管理等			
	建設材料の品質記録保存			岩手県土木工事共通特記仕様書 第3編 1-1-4 に示すもののみ対象 とする
	コンクリート構造物の品質確保			岩手県土木工事共通特記仕様書 第1編 3-1-2 に示すもののみ対象 とする
PLAN/ORG	施工計画書			
DRAWING F	完成図		△	SFC 形式
PHOTO/PIC	工事写真書類		○	JPEG 形式
PHOTO/DRA	参考図			
OTHARS/ORG	その他の資料	△	△	

[工事写真ファイル(PHOTO フォルダ), INDE_C05.DTD, INDEX_C.XML, PHOTO05.DTD, PHOTO.XML]

4 電子成果品は、ガイドラインに基づいて作成し、電子媒体(CD-R又はDVD-R)で2部提出するものとする。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム、SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラー及び誤りがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出するものとする。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出するものとする。



図 電子媒体の表記例(提出2部)

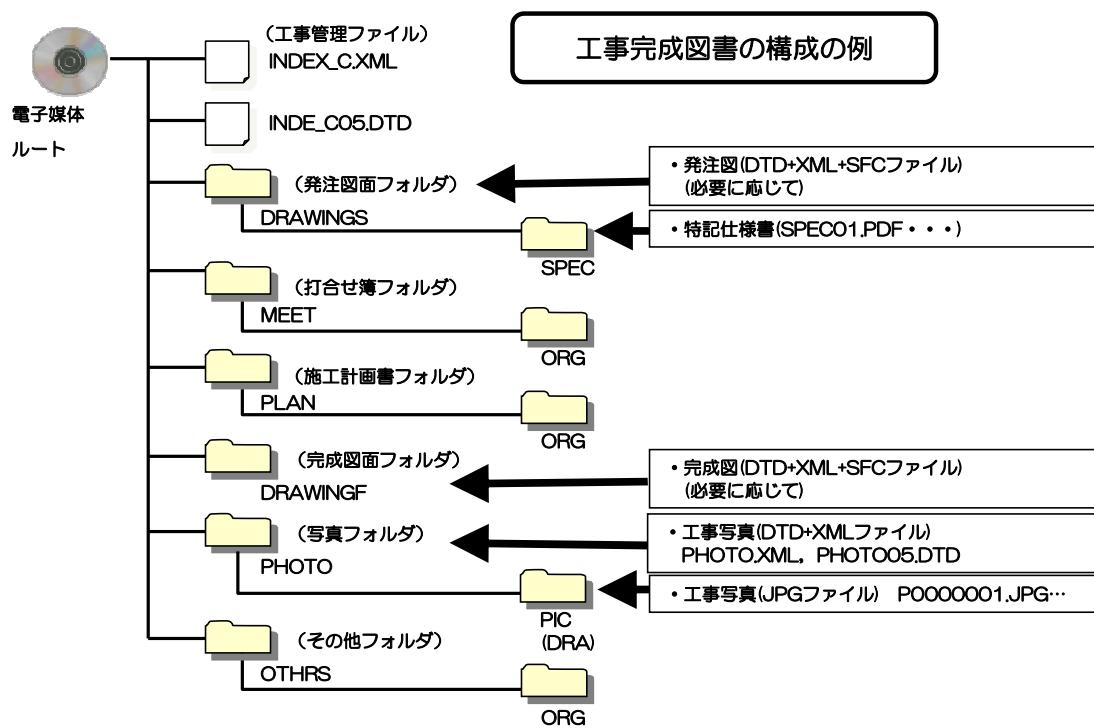


図 電子納品ファイル・フォルダ構成のイメージ例

事前協議チェックシート〔情報共有システム(ASP)〕

(ASP:Application Service Provider)

1 協議実施日等

協議実施日	令和 年 月 日
出席者	発注者
	受注者

本工事で情報共有システムを利用しない場合、枠内にその理由を記載すること。

記載例)

- ・現場事務所において、システム利用に必要となる通信環境が確保できないため
- ・現場施工期間が極めて短期間であり、システム利用による情報共有円滑化や業務効率化の効果が小さいと考えられるため

2 情報共有システムの取扱い

(1) 情報共有システム利用諸条件

利用開始日	令和 年 月 日		
発注者必要ID数 (例: 5ID)	ID	↓ワークフロー機能対象者○、非対象者×	
発注者	職名		氏名
	職名		氏名
受注者必要ID数	ID		
受注者	職名		氏名
	職名		氏名
1データ当りの最大容量	MB以内	(設定が必要な場合に記載)	
全データの最大合計容量	GB以内	(設定が必要な場合に記載)	
その他特記事項			

(2) 情報共有システム利用対象機能

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (補足情報等を記載)
			発注者	受注者	
工事基本状況管理機能		コリinzファイルインポート	<input type="radio"/>		
掲示板機能		記事・コメント機能の利用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
スケジュール管理機能		監督職員のスケジュール登録	<input type="radio"/>		
		受注者のスケジュール登録	<input type="radio"/>		
発議書類作成機能・ 書類管理機能・ 工事書類等入出力・ 保管支援機能		施工計画書(変更含む) ※打合せ簿の様式で提出	<input type="radio"/>		
		確認・立会依頼書	<input type="radio"/>		
		段階確認書	<input type="radio"/>		
		工事打合簿(指示)	<input type="radio"/>		
		工事打合簿(承諾)	<input type="radio"/>		
		工事打合簿(協議)	<input type="radio"/>		
		工事打合簿(提出)	<input type="radio"/>		
		工事打合簿(届出)	<input type="radio"/>		
		工事打合簿(その他)	<input type="radio"/>		
		材料確認願	<input type="radio"/>		
		工事履行報告書	<input type="radio"/>		
		事故関係書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		関係官庁協議資料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		近隣協議資料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		施工体制台帳	<input type="radio"/>		
		施工体系図	<input type="radio"/>		

※ チェック欄には、情報共有システムを利用する場合「○」、従来どおり対面で連絡する場合「×」を記入すること。

別紙1

(2) 情報共有システム利用対象機能 (続き)

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (補足情報等を記載)
			発注者	受注者	
発議書類作成機能・ 書類管理機能・ 工事書類等入出力・ 保管支援機能		再生資源利用実施書 (建設資材搬入工事用)		○	
		再生資源利用促進実施書 (建設資材搬出工事用)		○	
		再生資源利用計画書 (建設資材搬入工事用)		○	
		再生資源利用促進計画書 (建設資材搬出工事用)		○	
				○	
		出来形管理帳票		○	
		品質管理帳票		○	
		完成図面		○	
		工事写真		○	
		参考図		○	
		その他のデータ	○		
				○	

※ チェック欄には、情報共有システムを利用する場合「○」、従来どおり対面で連絡する場合「×」を記入すること。